

令和7年5月13日

報道機関各位

青森県選挙管理委員会事務局

## 西目屋村長選挙における当選の効力に関する 審査の申立てに係る裁決について

令和7年2月9日執行の西目屋村長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選人桑田豊昭氏（以下「桑田候補」という。）の当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、本日付けで棄却する裁決を行いましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1 審査の申立ての要旨

本件選挙における当選人の当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、西目屋村選挙管理委員会（以下「村委員会」という。）が令和7年2月27日付けで行った本件異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消すとともに、桑田候補の当選を無効とする裁決を求めて本件審査の申立てを行ったもの。

#### 2 審査の申立ての理由（概要）

桑田候補と次点の田村巖氏（以下「田村候補」という。）の得票差はわずか3票であることから、全ての投票用紙の再点検及び再集計を行い、当選の効力の確認をすべきである。

原決定において、開票作業中に選挙立会人が投票の効力決定箋へ押印してもらう際に有効票及び無効票の全ての票を選挙立会人に確認をしてもらい、投票の効力決定箋に確認済の押印を行っているとしているが、事実とは異なる。具体的には田村候補が届け出た選挙立会人（以下「選挙立会人A」という。）が票の点検を行っている最中に、選挙長が選出した別の選挙立会人（以下「選挙立会人B」という。）が、点検の終わっていない票の束を裏返すとともに、もう時間がないとの趣旨の発言を行い、選挙立会人Aに対し決定箋への押印を誘導したものである。

#### 3 主文

本件審査の申立てを棄却する。

#### 4 裁決の理由（概要）

以下の審査結果から、本件選挙の開票事務は瑕疵なく行われ、また、選挙会が決定した各候補者の得票数に相違はなく、さらに、桑田候補と田村候補の得票数に異動はないことから、申立人の主張に理由はない。

##### <審査結果>

令和7年4月23日（水）に西目屋村役場内において、村委員会が保有する本件選挙の全投票について開披点検を行った結果、詳細な検討を要する投票がないこと、また、桑田候補及び田村候補の有効投票数並びに無効投票数は、選挙会の決定から異動はなく、選挙録記載のとおりであることが確認された。

一方で、申立人が、審査申立書において、選挙立会人の投票の点検に関して主張していた件については、村委員会が提出した弁明書に添付されていた選挙立会人A及び選挙立会人Bに対する聞き取り結果により事実ではなかったことが判明した。

また、申立人は、反論書において、選挙立会人Aが全ての投票を点検していないこと及び選挙立会人Bの個人的背景により開票作業は瑕疵なく行われたとは言い難いとして、改めて票の再点検をすることを求めており、この主張についてもあわせて調査した。その結果、3名の選挙立会人は、村委員会から全ての投票を点検するように説明されていたものの、全ての投票は点検しておらず、また、本件選挙の投票の効力の決定に当たって、3名の選挙立会人は特段の意見の表明をしておらず、本件選挙の選挙長が投票の効力を決定し、選挙録に選挙長及び選挙立会人が署名をしていることが判明した。その他、選挙立会人の選任に当たって違法な点はなかった。

以上のことから、3名の選挙立会人は、全ての投票の点検を暗黙のうちに3名の選挙立会人で分担して行うという認識を形成しており、その上で全ての投票の点検は、分担して行われていたと考えられることから、本件選挙の開票事務は瑕疵なく行われたと判断される。

報道機関用提供資料	
担当課 担当者	選挙管理委員会事務局 選挙グループ GM 高橋 昌広 主事 大科 智喜
電話番号	直通：017-734-9076 内線：5363、5366
事務局長	平尾 悠樹 内線：2110